

知識の普及を図るとともに、航空運送事業者等については危険物輸送従事者に対する社内教育訓練の実施及び危険物の適切な取扱いの徹底を図るよう指導した。

9 滑走路誤進入のトラブルに関する対策

滑走路誤進入対策として、管制指示に対するパイロットの復唱のルール化等、管制官とパイロットのコミュニケーションの齟齬の防止や、滑走路占有状態等を管制官やパイロットへ視覚的に表示・伝達するシステムの整備等、ソフト・ハード両面にわたる対策を推進している。

嶙 航空事故等原因究明等の充実

運輸安全委員会は、航空事故及び航空事故の兆候（重大インシデント）に関し、当該事故等が発生した原因や、事故による被害の原因を究明するための調査を行うとともに、その調査結果をもとに、関係各国に安全勧告を行うこと等により、航空事故等の再発防止や航空事故による被害の軽減に努めている。

航空事故等の原因究明の調査を迅速かつ適確に行い、航空事故等の防止に寄与するため、各種調査用機器の活用による分析能力の向上に努めるとともに、事故等調査を担当する職員の専門調査技術の向上を図るため、シミュレーター研修や各機種についての整備研修等に参加した。

また、国際航空事故調査員協会（ISASI）会議を日本において開催したほか、各種国際会議に積極的

に参加し、航空事故調査に関する情報交換を行った。加えて、アジア諸国への航空事故調査の技術移転等により、アジア地域における航空事故調査に関する調査技術の向上に貢献した。

寮 航空交通に関する気象情報等の充実 気象情報等の充実

悪天による航空交通への影響を軽減し、航空機の運航・航空交通流管理を支援する航空気象情報の高度化を図るため、東京国際空港において4本目の滑走路が供用開始したことに伴い、滑走路の気象状況を的確に観測するための観測装置を整備するとともに、国際定期便の就航に対応するべく、30分毎に着陸用飛行場予報、3時間毎に離陸用飛行場予報の運航関係者への配信を開始した。更には、関東空域での交通量増大に伴い、関東空域周辺で急速に発達する積乱雲等航空機の運航に支障を与える気象現象をいち早く捕捉・監視するために衛星画像を数分毎に撮影・処理し、運航関係者への試験提供を開始した。また、霧島山（新燃岳）の噴火を受け、平成23年2月25日から全国の航空気象官署において、降灰の状況を特別に観測し、運航関係者への提供を開始した。

運航情報等の充実

空港情報（使用滑走路、進入方式、気象情報等）、飛行中の航空機から報告があった情報等を体系的に整理・蓄積したデータベース等を利用して、運航者及び関係機関に対して航空機の運航に必要な情報の提供を行っている。

第3節 航空機の安全性の確保

1 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備

航空機の安全性の向上を図るため、我が国の航空機の製造・運航により蓄積された経験を通じて得た知見を活かし、ICAOが定める標準の策定活動や国際会議等に積極的に参画した。また、ICAOが定める標準の制定状況、航空機技術の進展及び国産航空機の開発計画の進捗状況に対応した航空機及び装備

品の安全性に関する技術基準等の策定についての検討を進めている。

2 航空機の安全性に係る情報の収集、処理体制の充実等

航空事故の防止に役立てるため、外国の耐空性管理当局及び航空機製造者とも情報交換を密にすることにより、耐空性改善通報の発行等の措置を迅速か

つ適切に講ずることができるよう体制を整えた。

また、航空安全情報管理・提供システムを活用し、耐空性改善通報の本文データや航空機の故障情報等の航空機の安全性に関する情報を公開するなど、より一層の情報公開を推進している。

3 航空機の検査体制の充実

国産航空機の開発計画に対応するため、型式証明等における設計検査を行う体制を強化するとともに、輸入航空機を含む航空機の検査及び国の検査に代わり基準適合性の確認を行う民間事業者の指導・監督を担当する職員の選考採用を実施し、航空機の検査体制の充実を図った。

また、航空機検査職員の質的向上を図るため、研修制度を拡充し、国内の企業や外国で行われる研修への参加など内容の充実を図った。

4 航空機の整備に係る審査体制の充実

航空運送事業者の整備体制に係る審査として、整備規程の認可に係る審査のほか、新規参入や新たな基地の追加、新機種導入時等に行う運航開始前の検査、定例連絡会議の開催等を行っており、これらを通じて的確に指導・監督を行った。

また、整備審査官の質的向上を図るため、研修内容の見直しを行い、最新の整備方式に対応した内容の研修を実施した。

5 航空機の経年化対策の強化

従来から各航空運送事業者に対しては、経年航空機の点検・整備の強化、改修の促進等を指示するなど所要の対策を講じてきている。とりわけ、構造強度の改善や腐食防止の観点については、製造国当局や製造者からの情報に基づいて適切に耐空性改善通報を発行するなど、経年化対策の推進を図った。

第4節 救助・救急活動の充実

1 搜索・救難体制の整備

航空機の遭難、行方不明等に際して、迅速かつ的確な搜索・救難活動を行うため、東京空港事務所に設置されている救難調整本部と搜索・救難に係る関係機関との合同訓練を実施した。

2 消防体制及び救急医療体制の整備

地方公共団体が管理する空港の消防・救急体制については、空港管理者による消防施設の整備を始め、所要の措置を講ずるよう助言した。

国土交通省は、空港消防力の充実強化を図るため、東京、大阪、福岡空港の化学消防車を更新配備するとともに、熊本空港の空港用給水車を更新配備

し性能向上を行った。

さらに、空港保安防災教育訓練センターは、空港保安防災職員に対する専門的かつ総合的な訓練を実施するとともに、航空機火災に対する消火戦術等の向上を図るため、航空機の構造や諸外国における訓練体制の調査・研究を推進した。

空港における救急医療体制については、函館空港の治療用テントを更新配備するとともに、救急医療に必要な医療資器材の配備等を進め、救急医療活動が的確かつ円滑に実施できるように関係医療機関との連携の強化を推進した。

また、早期に応急手当を実施するため、空港職員の応急手当講習の受講を推進した。

第5節 被害者支援の推進

損害賠償請求の援助活動等や被害者等の心情に配慮した対策の推進を図った。

特に、大規模事故が発生した場合には、警察、医

療機関、地方公共団体、民間の被害者支援団体等が連携を図り、被害者を支援することとしている。